

## 5 第 67 条の 6《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例》関係

### 【改正の概要】

平成 27 年度の税制改正において、受取配当等の益金不算入制度の見直しが行われ、公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額のうち配当等の額とされる部分の金額については、受取配当等の益金不算入制度の対象となる配当等の額から除外された（旧法 23①三）。

ただし、特定株式投資信託（外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く。）の収益の分配の額については、引き続き受取配当等の益金不算入制度の対象とされ、非支配目的株式等（改正前：完全子法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等）の配当等の額として、その収益の分配の額の 20%（改正前：50%）を益金の額に算入しないこととされた（措法 67 の 6 ①、法 23①⑦）。

なお、連結納税制度においても同様の改正がされている（措法 68 の 103①）。

### 【新設】（受益権の銘柄）

67 の 6-2 措置法第 67 条の 6 第 1 項の規定により読み替えられた法第 23 条第 2 項の規定を適用する場合の特定株式投資信託の受益権の銘柄の区分は、ユニット型の特定株式投資信託の受益権についてはその設定の回ごとに、オープン型の特定株式投資信託の受益権についてはその信託ごとに行うものとする。

### 【解説】

- 1 法人の有する特定株式投資信託の受益権のうち短期所有のもの数は銘柄ごとに計算することとされているが、本通達においては、この銘柄の区分について定めている。
- 2 すなわち、ユニット型の受益権は設定の回、例えば、毎月設定される場合には同一月に設定されたものを同一銘柄とし、オープン型の受益権は信託の追加がされてもそれに関係なく、一つの信託を一銘柄とするものである。
- 3 なお、本通達は、平成 27 年度の税制改正において、受取配当等の益金不算入制度の見直しが行われ、公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額のうち配当等の額とされる部分の金額については、特定株式投資信託（外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く。）の収益の分配の額を除き、受取配当等の益金不算入制度の対象となる配当等の額から除外されたため、改正前の法人税基本通達 3-1-6《受益権の銘柄》で定めていた取扱いを所要の整備の上、措置法通達に移管したものであり、実質的な内容に変更はない。
- 4 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 103-2）を定めている。